

狩猟鳥獣の見直しについて

1. 見直しの経緯

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針（以下、「基本指針」と呼ぶ）を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行うこととされている。平成28年10月に見直しを行い、基本指針を更新したことを受け、狩猟鳥獣の見直しを行う。

2. 見直しに係る考え方

基本指針に従い、見直しを行う。基本指針の内容は下記のとおり。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）
平成28年環境省告示第100号

第四 1

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の～のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

当該鳥獣の保護の観点

生物多様性の確保の観点

社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

3. スケジュール(予定)

平成 28 年	10 月	都道府県・関係団体への意見照会
平成 29 年	1 月	狩猟鳥獣の見直し検討会
	1 月	中央環境審議会 野生生物小委員会(諮問)
	3 ~ 4 月	パブリックコメント
	5 月	公聴会 中央環境審議会 野生生物小委員会(答申) 農水省法定協議
	6 月	一部改正省令公布
	9 月	一部改正省令施行

来シーズンの狩猟期までに施行予定

(参考1) 前回見直しのプロセス

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 23 年 9 月 5 日告示)に基づき、平成 23 年度から 24 年度にかけて、狩猟鳥獣の見直しを行った。

その結果、狩猟鳥獣については、必ずしもすべての種における個体数動向は把握されていないが、近年数年間で急激に減少している種がないこと等により、新たな指定及び解除は行わないこととされた。

ただし、ウズラについては、前回見直し後(平成 24 年夏)に公表された環境省第 4 次レッドリストにおいて、絶滅危惧 類とされたため、狩猟鳥獣の指定の解除を行った(平成 24 年 9 月 15 日施行)。

< 前回見直しに係る検討プロセス >

平成 24 年 1 月 ~	専門家、都道府県、関係団体からのヒアリング
平成 24 年 2 月 ~	専門家による検討会(2 回)
平成 24 年 3 月	中央環境審議会(諮問)
平成 24 年 4 月	パブリックコメント
平成 24 年 5 月	公聴会、中央環境審議会(答申)、農水省法定協議
平成 24 年 6 月	一部改正省令公布
平成 24 年 9 月	一部改正省令施行

(参考2) 参照条文
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)
(平成十四年七月十二日法律第八十八号)

(定義等)

第二条

1～6 (略)

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

8・9 (略)

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。

2～5 (略)

6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。